

「KOBE 子育て応援団」事業実施要綱

平成 29 年 6 月 13 日

こども家庭局長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「神戸市一丸となって子育てを応援している」というメッセージを込めたシンボルマークと、「いいね！神戸で子育て」というフレーズをキーワードに、子育て関連施設をはじめ、まち全体で子育てを応援する機運の醸成を図ることを目的とする「KOBE 子育て応援団」事業の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 参画店舗等

本事業の趣旨に賛同し、自らの負担により、子どもや子育て応援のためのサービス（以下「子育て応援サービス」という。）を提供する事業者等（以下「参画事業者等」という。）の店舗又は施設をいう。

(2) 参画ステッカー

本事業の参画店舗等であることを表示するため、市が参画事業者等に発行するもので、その意匠は別に定める。

(3) 子育て応援サイト

市が本事業のために参画店舗等の情報提供等を実施するためのウェブサイトをいう。

(事業内容)

第 3 条 本事業は、参画事業者等が子育て応援サービスを提供し、参画店舗等にステッカーの掲出を行う等の協力により、子育て世帯が子育て応援サービスを受けることができる仕組みをつくとともに、子育て応援サービスの内容等について、市が子育て応援サイト等を通じて広く情報発信し、活用促進を図ることにより、市全体で子育て世帯を応援する機運を醸成するものである。

(市の事務)

第 4 条 市は、本事業の趣旨を市内外の子育て世帯及び参画事業者等に広く周知することにより、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

(1) 参画事業者等の協力申込みを受け付け、参画が適当であると認める事業者の登録等

の事務を行うこと。

- (2) 参画事業者等に参画ステッカーを交付すること。
- (3) 参画店舗等の子育て応援サービス等の情報を、子育て応援サイト等を通じて公開すること。
- (4) その他本事業を推進するために必要と認めること。

(参画店舗等の範囲)

第5条 参画店舗等は、原則として神戸市内に所在する施設に限る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象とならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されている業種を営む施設。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設。
- (3) 暴力団の関連する施設。
- (4) その他本事業の趣旨にそぐわないと認める施設。

(参画店舗等の登録の手続)

第6条 参画店舗等の登録を希望する者は、子育て応援サイト等に定め掲示された様式により申込みを行う。

- 2 市は、前項の申込みが参画店舗等として適当であると認める場合は、電子メール・電話・郵送等の方法により登録した旨を参画事業者等に通知するとともに、参画ステッカーを送付する。
- 3 市は、第1項の申込みが参画店舗等として適当であると認められない場合は、電子メール・電話・郵送等の方法により登録できない旨を通知する。
- 4 参画店舗等の登録は、原則として1店舗・施設ごとに行う。ただし、参画事業者が複数の店舗・施設の一括登録を希望する場合は、事前に市と協議の上、一括申込みをすることができる。

(子育て応援サービス提供等)

第7条 参画事業者等は、それぞれの協力できる範囲で、子育て応援サービスを提供するものとし、その内容は、次の各号に掲げるものとする。ただし、法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの、宗教性のあるもの、政治性のあるもの、子どもの健全育成を損なうもの又はそのおそれがあるものなど本事業の趣旨にそぐわないと認められるものについては、本事業の子育て応援サービスとすることができない。

- (1) 子ども連れ入店（利用）歓迎
- (2) バリアフリーのエレベーターがあるなど、ベビーカーで利用できる

- (3) 分煙・禁煙になっている
- (4) おむつ交換をする場所がある
- (5) 授乳コーナーがある
- (6) 子育て相談ができる（保育士・看護師・保健師等の専門職が常駐）
- (7) 商品の割引
- (8) その他利用者に資するサービス

（参画事業者の登録内容の変更等）

第8条 参画事業者等は、登録内容に変更が生じた場合、又は子育て応援サービスの内容を更新する場合は遅滞なく市へ届け出なければならない。

- 2 市は、前項に定める届出を受けたときは、その内容が適当であると認める場合は変更を行う。

（参画事業者等の広告等）

第9条 第4条第2項に規定する参画ステッカーによる表示のほか、参画事業者等は、市と事前に協議をし、市が認める範囲で次の各号に掲げる広告等を実施することができる。

- (1) 自己の広報印刷物等における市の子育てに関する公式シンボルマーク及びキャラクターの使用。
- (2) 自己のウェブサイトにおける子育て応援サイト等へのリンク及びバナーの掲載。

（子育て世帯等の確認）

第10条 参画事業者等は、子育て応援サービスを提供する場合は、次に掲げる方法により、子育て世帯等の確認をするものとする。

- (1) 利用者が子ども連れ又は妊娠中の者であることを原則目視により確認する。
- (2) 利用者が子ども連れでない場合又は妊娠中の者であると確認できない場合は、保険証、母子健康手帳等の提示を求め確認する。
- (3) その他、子育て世帯等に過度の負担をかけない独自の方法で確認する。

（参画店舗等の登録の取消し）

第11条 市は、参画事業者等が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 本要綱に違反した場合
- (2) その他、子育て応援サービスの実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

- 2 前項の規定により利用登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めない。

(参画店舗等の廃止の手続)

第 12 条 事業者等は、店舗等の登録を廃止する場合は、市へ届け出なければならない。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるほか、本事業に必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。